

ふるさとつしま応援寄附金 返礼品募集要項

1. 目的・事業概要

津島市では、地元特産品をPRし地場産業の活性化を目指すとともに、本市の魅力を広く全国へ発信することを目的として、ふるさと応援寄附金制度を推進し、本市へ一定額以上のふるさと応援寄附をしていただいた個人に、御礼として返礼品（本市の特産品等）を贈呈しています。そこで、本市と協働して返礼品を提供していただける事業者（以下、「パートナー事業者」）を募集します。

2. パートナー事業者の申込資格

寄附者への返礼品として、商品やサービスを提供する法人、団体又は個人事業者等がパートナー事業者に申し込むためには、次の要件をすべて満たすものとします。但し、要件を満たしても本市が適当でないと認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 原則、市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場がある法人、団体又は個人事業者であること。又は津島優良特産推奨品に認定された事業者であること。
- (2) 市税に滞納、未申告等がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有するものではない事業者であること。
- (4) 各種法規則、条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- (5) 行政機関から行政指導を受けていない、又は改善した事業者であること。
- (6) 個人情報保護法及び津島市個人情報保護条例等関係法令を順守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (7) 返礼品の受注・発送管理を当該事業者及びその関連事業者で適切に行うことができること。

3. 返礼品の認定基準

品物の場合は、次の「(A) 共通」及び「(B) 品物」の基準、体験・サービス商品の場合は、次の「(A) 共通」及び「(C) 体験・サービス商品」の基準をすべて満たすものとします。但し、要件を満たしても本市が適当でないと認めた場合はこの限りではありません。

(A) 共通

- (1) ふるさと納税の趣旨に反しないもので総務省が示す「地場産品基準」を満たす商品等であること（別紙参照）。なお、本市の魅力をPRできるものであれば、より望ましい。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 科学的根拠のない効果・効能をうたっていないこと。
- (4) 常時安定供給できるもの。（季節商品や数量限定、受注生産となるものは本市との協議により決定します。）

(B) 品物

- (1) 自らが生産・製造したもの以外の場合は、返礼品として取り扱われることにつき、事前に生産者・製造者等関連事業者へ本募集要項確認のうえ、同意を得ていること。
- (2) 必要な情報（使用原材料、商品内容、製造に係る費用等）の開示が可能であること。
- (3) 飲食物の場合は、原則として消費期限・賞味期限に余裕がある品物を発送するものとし、寄附者に到着から最低3日程度の消費期限・賞味期限が保証されるものであること。

(C) 体験・サービス商品

- (1) 体験・サービス商品については、下記のうちいずれかに該当すること。
 - ①寄附者等が本市へ来訪し、市内の店舗等で提供されるもの。
 - ②市内で製造された品物等を市内外で貸与・利用されるもの。
 - ③その他公益性を含むもの。
- (2) 利用期限があるものについては、原則6か月以上利用可能なものとする。但し、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではありません。
- (3) 体験・サービスの提供について関連事業者がいる場合は、返礼品として取り扱われることにつき、関連事業者へ本募集要項確認のうえ、同意を得ていること。
- (4) 体験・サービスを提供するための利用券等を発行する場合、通し番号の付記等、転売・不正利用の防止措置を施すこと。

4. 返礼品の認定期間

- (1) 当該商品を返礼品として認定する期間は、10月1日から翌年9月末日までとします。但し、上記期間途中で認定した場合は、認定した日から直近の9月末日までを認定期間とします。
- (2) 認定期間内にパートナー事業者から紙面（様式1）による意思表示を本市へ行い、本市がこれを認めた場合、認定期間を1年延長します。
- (3) パートナー事業者として本市で初めて認定する返礼品（1商品のみ）については、認定した日から直近の9月末日までを「試行期間」として取り扱います。
※令和6年度より、認定期間を「7月1日から翌年6月末日まで」から「10月1日から翌年9月末日まで」に変更するため、暫定処置として、令和6年4月1日時点で現在認定されている返礼品及び試行期間中の返礼品については、それぞれの期限を「令和6年9月末日まで」に延長します。

5. 返礼品の提供に係る出品料

商品が返礼品として認定されたパートナー事業者は、返礼品1商品につき、下表のと

おり出品料を本市へ負担いただきます。但し、③④のうち、試行期間中の返礼品は、出品料を免除します。

(1) 出品料の区分

パートナー事業者及び返礼品の種類		出品料 (1商品につき)
①本市が実施する事業等及び公益性の高い事業者（※1）が提供する商品		0円
津島優良特産推奨品（※2）の事業者	②津島優良特産推奨品	0円
	③津島優良特産推奨品以外の商品	3,000円
④上記以外の商品		10,000円

※1…シルバー人材センター、高齢者就労支援、社会福祉法人、障がい者就労支援、観光協会、祭関係団体、公益活動団体バンク登録団体等。ただし、公益活動団体バンク登録団体が体験商品・サービス商品を出品する場合は、上記①、製品・農産物等の場合は②、③、④のいずれかに該当。

※2…津島商工会議所が審査・認定する特産品

(2) 納付時期・方法

認定又は認定の延長決定後、納付書にて本市へ納付

(3) 留意事項

①期間途中からの認定であっても出品料の割引等はありません。

②期間途中で、認定取下や取消が生じた場合でも、出品料は返還しません。但し、総務省が定めるふるさと納税制度の改正により返礼品の提供が不可能となる等、パートナー事業者の責めに帰すものでない場合は、この限りではありません。

③出品料が必要となる返礼品は、その認定期間を1年延長したとき、再度必要な出品料を負担いただきます。

6. 認定される返礼品の出品数・セット品について

(1) パートナー事業者が提供する返礼品について、「返礼品」及び「セット品」を下記のとおりとします。

①返礼品：返礼品として認定される商品の「総称」

②セット品：①に紐づく「実際にふるさと納税サイト等で受付を行う商品」

(2) パートナー事業者が申込・出品できる返礼品数には上限を設けません。

(3) セット品は単品、複数個、返礼品と返礼品以外の商品と組み合わせる等の出品が可能です。但し、いずれも「3. 返礼品の認定基準」記載の各基準に当てはまる

ものとしてください。

(4) セット品は1品の返礼品につき、計15セットを上限に出品が可能です。

(5) セット品として出品可能な例は下記のとおりです。

①異なる個数毎で出品する場合

②仕様等（味・形状・重さ・大きさ等）が異なるものを出品する場合（軽微なものに限る）

③返礼品以外の商品を含めて出品する場合（個数等内容量において、返礼品が当該セット品の半分以上を占めるものに限る）

7. 返礼品に対する寄附金額の設定方法

(1) 各返礼品（セット品）の寄附金額は、パートナー事業者が提示する商品等代金に所定の割合を除して算出した金額を基準に設定します。

(2) (1) で算出した基準額を千円単位で切り上げた金額を寄附額とします。

(3) 所定の割合は上限を0.3（30%）とし、認定期間内においても市が必要と判断した際は割合を変更する場合があります。

【寄附額設定の算出例】

(例1) 商品等代金が3,000円、割合が0.3の場合： $3,000 \div 0.3 = 10,000$ 円

(例2) 商品等代金が10,000円、割合が0.26の場合： $10,000 \div 0.26 \div 39,000$ 円

(例3) 商品等代金が50,000円、割合が0.28の場合： $50,000 \div 0.28 \div 179,000$ 円

8. パートナー事業者への商品等代金支払い

当該返礼品（セット品）に対し寄附申込があった場合に、パートナー事業者へ支払われる金額は、返礼品の調達に係る費用と返礼品の送付に係る費用を合わせた金額です。下記を参考に、各種費用を設定してください。

(1) 返礼品の調達に係る費用（商品等代金）

①本体価格のほか、荷造・箱・梱包代に消費税を含めた価格とすること。

②送付に係る費用（配送料）は含まないこと。

③費用が変更となる場合は、本市へ費用変更の申出ができます。その場合、費用を変更する希望日に属する月の前月までに申出をしてください。但し、費用を変更するまでに発注・発送、支払処理等された代金を遡って補償することは原則できません。

(2) 返礼品の送付に係る費用（配送代金）

①都道府県別で算出した配送代金を提示すること。

②クール便等の対応が必要な商品は、追加でかかる費用も含めること。

③送付先及びパートナー事業者間で、複数回商品を送付するもの（寄附者所有物のクリーニングサービス等）は全ての送付回数分の合計額を提示すること。

④費用が変更となる場合は、本市へ費用変更の申出ができます。その場合、費用

を変更する希望日に属する月の前月までに申出をしてください。但し、費用を変更するまでに発注・発送、支払処理等された代金を遡って補償することは原則できません。

9. 返礼品の発注・代金支払い等取りまとめ事業者

返礼品の開拓や発注・発送管理、パートナー事業者との個別契約等について、本事業における業務の一部を次の事業者へ委託しています。各パートナー事業者においては、返礼品の受発注や費用の支払い事務を当該事業者と行ってください。

費用の支払いについて、銀行振込み等を希望する場合は、別途手数料が発生する場合があります。

【委託先事業者】

津島商工会議所

〒496-8558 愛知県津島市立込町4丁目144

※問い合わせ窓口 TEL:0567-28-2800 E-mail: info@tsushima-cci.or.jp

10. 返礼品申込方法

必要箇所に記入の上、下記書類を郵送または持参にて本市又は津島商工会議所へ提出してください。

【新規申込みの場合】

(1) 様式1 ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 パートナー事業者申込書

(2) 様式2 ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品申込書

(3) 様式3 ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 写真貼付け台紙

※申込み時には、申込み（審査用）の写真を、貼付けて提出すること。

※体験商品・サービス商品の申込み時には、商品引換券等の写真もしくは当該役務がイメージできる写真を貼付けて提出すること。

※選定後に、ウェブサイトに掲載する写真を、メールにて送付すること。

(画像サイズ…横520ピクセル×縦320ピクセル。サイズ2MB以下。)

(4) 納税証明書（完納証明）

(5) 事業者及び返礼品の概要がわかる書類・パンフレット等

【継続（現在返礼品として掲載中、変更なし）の場合】

(1) 様式1 ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 パートナー事業者申込書

(2) 様式2 ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品申込書

11. 認定までのスケジュール

返礼品の申込後、下記スケジュールのとおり本市又は津島商工会議所で選定を行い、総務省への申請を経て、津島市より返礼品の認定を通知します。

- (1) 10月認定の場合
 - ①4月から6月末日までに申込受付、選定
 - ②7月から9月にかけて総務省へ申請
 - ③10月以降、総務省への申請が終了次第、認定
 - (2) (1) 以外の場合
 - ①随時申込受付、選定
 - ②総務省へ申請（概ね2～3ヶ月）
 - ③総務省への申請が終了次第、認定
- ※申込・選定状況等によって、予定より認定が遅れる場合があるため、事前相談を行うことを推奨します。

12. 認定内容等の変更

- (1) 認定後にパートナー事業者の所在地、名称、代表者等の申込内容に変更があったときは、「津島市ふるさと納税パートナー事業者変更届」（様式4）を提出してください。
- (2) 返礼品（セット品）の内容等を変更するときには、紙面（様式2）に変更後の内容を記載のうえ、提出すること。但し、変更内容が軽微であれば、この限りではありません。
- (3) 前項の変更内容によっては、必要に応じて「11. 認定までのスケジュール」の規定を準ずるものとします。

13. 認定の取消等

次の場合、返礼品の認定の取消又は当該返礼品への寄附受付を停止します。

- (1) パートナー事業者より本市へ認定の取消を申し出たとき。
- (2) 認定期間が満了し、更新しないとき。
- (3) パートナー事業者又は返礼品が 2. パートナー事業者の申込資格 及び 3. 返礼品の認定基準 に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (4) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (5) 返礼品の生産等が終了し、提供が不可能となったとき。
- (6) 関連事業者等が生産する商品を扱う場合に、本市のふるさと納税として取り扱うことについて、当該関連事業者の同意が得られなくなったとき。
- (7) 返礼品の申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告を行わずに当該返礼品を送付する行為を継続的に行ったことが発覚したとき。
- (8) 申込内容に虚偽があったとき。
- (9) 返礼品の品質等に対し、寄附者等からクレームが寄せられ、パートナー事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するにも関わらず、原因追及・対応策実施等の改善を行わないとき。

- (10) パートナー事業者が **14. 個人情報の取扱い** に抵触したとき。
- (11) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為等があったとき。

14. 個人情報の取扱い

パートナー事業者は、本事業により取得した個人情報については、返礼品の発送以外の目的で使用することはできません（ダイレクトメールの送付など、二次利用や第三者への漏えいは厳禁）。パートナー事業者が返礼品の認定を取り消された場合や事業完了後も同様です。但し、返礼品を送付する際に限り、パンフレット等を同梱することができます。これにより、寄附者が直接パートナー事業者へ商品を注文した場合などにより入手した個人情報についてはこの限りではありません。

15. その他の留意事項

- (1) 返礼品の品質や到着時の毀損などに関する寄附者からの苦情等があった場合は、各パートナー事業者で対応いただきます。その場合、真摯に対応し解決に努めることとし、苦情内容や対応状況については、必要に応じて津島商工会議所へ相談・報告してください。品質等による保証やクレーム対応について、本市及び津島商工会議所は一切責任を負いません。
- (2) 受注後 10 日以内に返礼品を発送してください。但し、返礼品の発送に関して、受注生産など受注されてから発送までに一定の期間を要するものについてはこの限りではありません。また発送後 10 日以内に、津島商工会議所へ報告書及び請求書を提出してください。万が一、これに遅れる場合は、速やかに津島商工会議所へ報告してください。
- (3) ふるさと納税返礼品ウェブサイト（ふるさとチョイス・ふるなび・楽天ふるさと納税・さとふる等）や市ホームページ等への返礼品の掲載位置や順位、広告掲載等 PR に係る返礼品の選定については、本市へ一任するものとします。
- (4) 認定された返礼品の変更又は取消を申し出る場合は、予め報告ください。
- (5) 体験商品・サービス商品のうち日時予約等が発生する場合は、パートナー事業者と寄附者間で直接行ってください。

別 紙

地場産品基準(平成31年4月1日付総務省告示第179号(令和5年6月27日最終改正))

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 4 返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第8号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。